第11号様式（第17条関係）　**副本**　　丁第14号証

起　案	平成14年　1月11日	記号番号	世　都　計　発・収		特別取扱
決　定	平成14年　1月11日		第　409　号		
施行予定	平成14年　1月11日	保存期間	長期　10年　5年		
施　行	平成14年　1月11日		3年　1年　（　）		
先方の文書	平成　年　月　日収受　（記号番号→）　号				
情報公開	開○示	一部非開示	非開示	非開示理由：条例第7条	
第1次判断	第1号　第2号　第3号　第4号　第5号　第6号（イ・ロ・ハ・ニ・他）				
あ て 先	東京都知事 ~~世田谷区都市計画審議会~~		発信者名	区長　助役 部長　課長	
件　名	東京都市計画道路の変更について（区画街路世田谷区画街路第10号線） 《協議の申出、案の公告・縦覧》				
決定権者	上記のことについて　実施する。				

区助部課	審議	担任助役	主管部長	主管課長	主管係長	審査	文書課長	文書管理係長	文書主任

起案者	都市整備　部　都市計画　課　都市計画担当　係 氏名　山田幸男　電話　内線　2458	

協議

助役　部長　課長　係長

土地利用担当係長

都市環境課長　計画調整担当係長

土木調整課長　道路事業推進担当係長

総務課長　事務取扱

法規係長

北沢総合支所長

北沢街づくり部長　北沢街づくり課長　事務取扱

本件は平成　年　月　日　会議による事前協議済

出席者（職名）→

（決定後供覧）

（ワードプロセッサ書式：左余白20ミリ，行間隔8ミリ，文字間隔4ドット，文字サイズ12ポイント）　印刷物登録番号第　号

世田谷区起案用紙

1．　標記について、都市計画法第２１条第２項において準用する同法第１９条第３項の規定により、別紙案（１）のとおり東京都知事に協議を申出る。

2．　同じく、都市計画法第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により、別紙案（２）のとおり公告し、都市計画課及び北沢総合支所街づくり部街づくり課において、平成１４年2月１２日から2月２６日まで都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています

世都計収
第 401 号
14. 1. 11
収受
世田谷区

世北街発第 405 号
平成１４年１月１１日

都市整備部都市計画課長あて

北沢総合支所街づくり部
街づくり課長事務取扱　参事　安水實好

東京都市計画道路の変更手続きについて（依頼）

標記の件について、下記のとおり都市計画道路を変更したいので、手続き方よろしくお願い致します。

記

１．都市計画の種類及び名称	東京都市計画道路　区画街路 世田谷区画街路第１０号線（世田谷区決定）
２．位置、区域及び構造	別添計画書のとおり
３．変更概要	新規追加
４．同時決定案件	①東京都市計画都市高速鉄道 都市高速鉄道第９号線（東京都決定） ②東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第２６号線（東京都決定） ③東京都市計画道路 幹線街路補助線街路第５４号線（東京都決定）
５．今後の予定	
東京都知事同意協議	平成14年1月11日（金）
東京都知事同意	平成14年2月　8日（金）
都市計画案の縦覧期間	平成１４年２月１２日（火）～平成１４年２月２６日（火）
都市計画案の縦覧場所	都市整備部都市計画課及び北沢総合支所街づくり課
都市計画審議会（諮問）	平成１５年２月（予定）
決定告示	平成１５年３月（予定）
６．添付書類等	計画書、都市計画の案の理由書、総括図、計画図 各３部（案の縦覧用図書含む）
７．備考	法定告示用及び関係図書の送付用図書は、別途送付する。

担当　北沢総合支所街づくり部街づくり課街づくり
笹嶋　　内線６４－７１５

案(1)

世都計発第502号
平成14年1月11日

東京都知事　石　原　慎　太　郎　殿

世田谷区長　大　場　啓　二

東京都市計画道路の変更について

標記について、都市計画法第２１条第２項において準用する同法第１９条第３項の規定により、下記のとおり協議を申出します。

記

1　都市計画の種類及び名称
東京都市計画道路　区画街路世田谷区画街路第１０号線

2　都市計画の案
別添図書のとおり
（添付書類）
（１）計画書
（２）総括図
（３）計画図
（４）都市計画の案の理由書

3　都市計画の策定の経緯の概要
別添概要書のとおり

4　同時決定案件の有無
（１）　(有)・無
（２）　他の同時決定案件の種類及び名称並びに決定権者

東京都市計画都市高速鉄道	都市高速鉄道第９号線	東京都
東京都市計画道路	幹線街路補助線街路第２６号線	東京都
東京都市計画道路	幹線街路補助線街路第５４号線	東京都

都市計画の策定の経緯の概要書

東京都市計画道路　区画街路世田谷区画街路第１０号線の変更

事　　項	時　　期	備　　考
都市計画案の公告・縦覧	平成１４年２月１２日から 平成１４年２月２６日まで	予　定
都市計画素案説明会	平成１３年４月１０日から 平成１３年４月１２日まで	
都市計画案説明会	平成１４年２月１９日から 平成１４年２月２０日まで	予　定
東京都知事同意	平成１４年２月　８日	予　定
世田谷区都市計画審議会	平成１５年２月	予　定
決定告示	平成１５年３月	予　定

東京都市計画道路の変更（世田谷区決定）

東京都市計画道路に、区画街路世田谷区画街路第１０号線を次のように追加する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
区画街路	世区街10	世田谷区画街路第10号線	世田谷区北沢二丁目	世田谷区北沢二丁目		約６０ｍ	地表式	２車線	２５ｍ～２６ｍ	幹線街路と平面交差１箇所	
	その他		なお、世田谷区北沢二丁目地内に交通広場を設ける。								面積 約5,300㎡

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：下北沢駅周辺の交通の円滑化を図り、健全な市街地の形成に寄与するため新規追加する。

都市計画の案の理由書

1　種類・名称

東京都市計画道路　区画街路世田谷区画街路第１０号線

2　理　由

下北沢駅周辺地区は、世田谷区都市整備方針（世田谷区の都市計画に関する基本的な方針）の中で、都市的にぎわいを楽しむ界隈として育成する地区、商業・文化活動などが充実する都市的市民生活の拠点等として、世田谷区の広域生活拠点に位置付けられている。同方針では、当該地区の市街地整備について、快適な道路整備、回遊性のある歩行者道路の整備、接近しやすさの強化等、公共空間としての質を高める整備に重点を置き、小田急線の連続立体交差事業を契機として、建築物の共同化・協調化などを適切に支援、誘導することとしている。

また、世田谷区では地元の下北沢街づくり懇談会からの提言等を踏まえ、駅前広場整備構想を平成１３年３月に策定した。その中で下北沢駅駅前広場の整備の方向を、「①鉄道敷地を活用した南北一体的な歩行者の拠点となる広場を基本とする。」「②小田急線と京王井の頭線の交差駅で、各線の急行停車駅という交通の要所にあたることから、高齢者や障害者などの駅利用の利便性の向上、鉄道と他の交通機関との結節強化を図る。（バリアフリー化）」「③商業地における希少かつ貴重な空間として、駅周辺地区の商・住環境の向上、下北沢らしさの魅力を一層高めることをめざす。」とし、広域生活拠点整備の中核施設として、都市計画決定することとした。

以上により、下北沢駅について、小田急線の鉄道敷地を活用し、交通機能、防災機能、環境機能を考慮に入れた駅前整備を行うため、幅員２５～２６ｍで補助５４号線に接続する道路と面積約５，３００㎡の駅前広場を、世田谷区画街路第１０号線として新規追加しようとするものである。

案(2)

世田谷区公告第　　号

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第２１条第２項において準用する同法第１９条第１項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第２１条第２項において準用する同法第１７条第１項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

平成１４年２月１２日

世田谷区長　大　場　啓　二

１　都市計画の種類

東京都市計画道路　区画街路世田谷区画街路第１０号線

２　都市計画を定める土地の区域

追加する部分

世田谷区北沢二丁目地内

３　都市計画の案の縦覧場所

世田谷区都市整備部都市計画課及び北沢総合支所街づくり部街づくり課

４　縦覧期間

平成１４年２月１２日から平成１４年２月２６日まで

５　意見書の提出先

世田谷区都市整備部都市計画課

東京都市計画道路

~~幹線街路補助線街路第26号線~~
~~幹線街路補助線街路第54号線~~
区画街路世田谷区画街路第10号線
総括図　　(1:25,000)